

紀要

第 27 号

2014. 3

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

「皇后宮」木簡と起請文祭祀

濱 修

1. はじめに

塩津港遺跡は平成24年(2012)の発掘調査(第5次調査)で平安時代後期の塩津港とみられる港湾遺構とともにいくつかの木簡が出土した。その1点に「皇后宮」の記載のある木簡があり、古代史研究にとって貴重な史料となるものである。本論では塩津港遺跡出土の「皇后宮」木簡に関連して、皇后宮木簡の出土例や皇后宮の役割、平安時代後期の貢納制のあり方などを考えてみたい。

塩津港遺跡は琵琶湖の最北端にある塩津浜の湖岸に位置する。第5次調査は国道8号の改修工事に伴うものである。塩津港遺跡は2006年度～2009年度(第1～4次調査)にかけての大川改修工事に伴う発掘調査で平安時代後期の神社遺構が東西2区画見つかった(公益財団法人滋賀県文化財

保護協会 以下協会2007・2008)。主要遺構が検出された東側の区画からは少なくとも2時期の遺構が確認された。遺構は神社本殿である約2m四方の区画、それを取り巻く玉垣状の石組、拝殿となる掘立柱建物、井戸、直径約50cmの鳥居、これらの施設を区画する堀跡などが見つかった。神社を区画する溝から五体の神像や神社の建築部材などのほか、神社に関連した弊串、木製華蔓のほか約300点の木簡が出土した。木簡のほとんどは起請文が記載されており、起請文の内容はその多くが琵琶湖の廻船業者が物資の運送の安全確保を起請したものである。

塩津は琵琶湖の最北端に位置し、大津からは直線で60km以上あるが塩津から塩津街道を北上すると20km足らずで日本海に出る。そのため塩津は古代から京や奈良の都と北陸

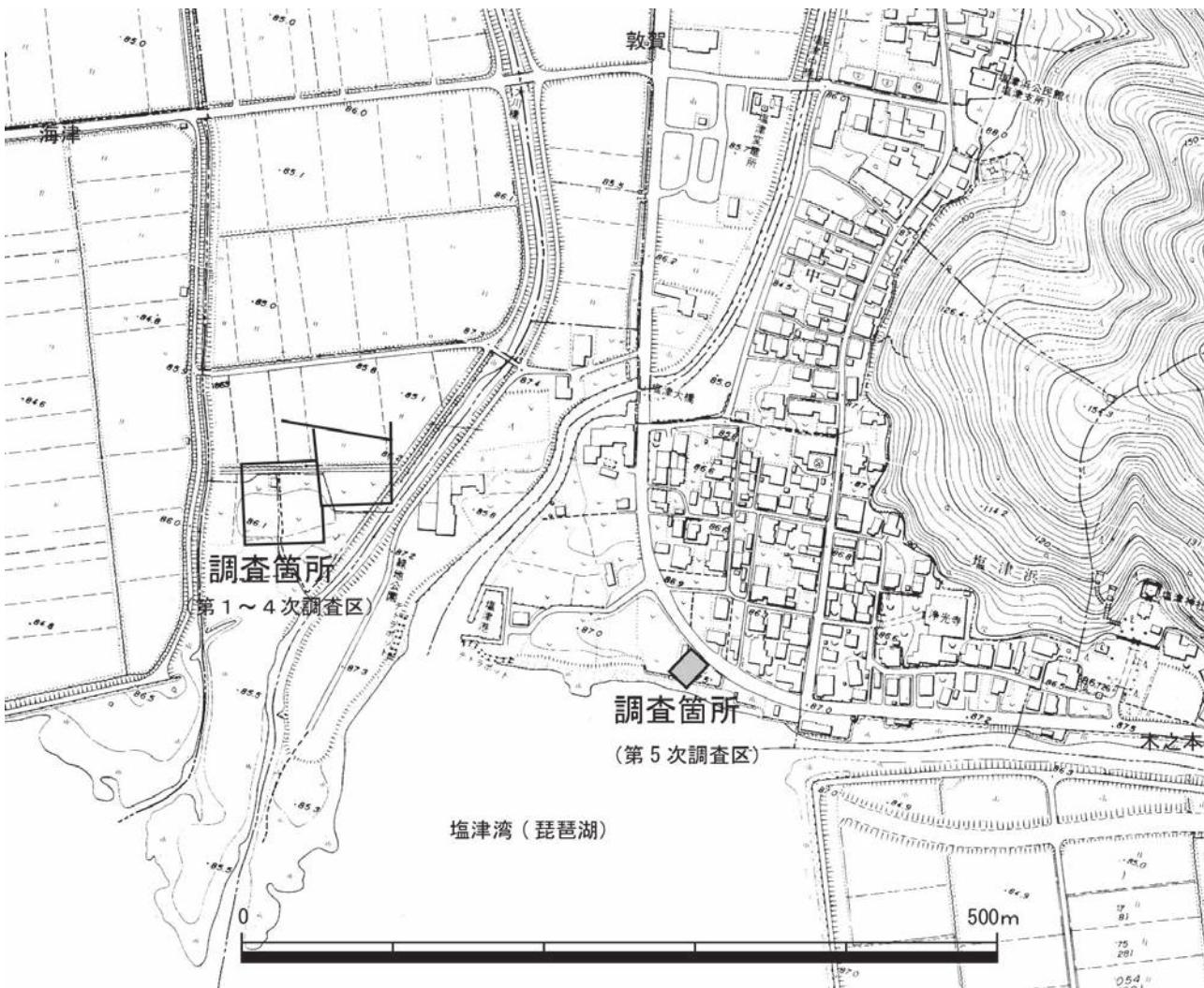


図1 塩津港遺跡 調査地位置図



図2 塩津港遺跡 出土木簡(1)

との荷物を運送するための、陸路と湖上路との転換点であった。『延喜式』主税上「諸国運漕雜物功賃」には若狭を除く北陸6国の物資は敦賀から塩津を経由し大津から京へ運送する駄賃や船賃、物資を保管するための屋賃が記されている。米などの貢納物を船で輸送するためには大規模な港湾施設は不可欠であるが、古代の港の位置はこれまで明確ではなかった。

1. 木簡出土の遺構

第5次調査の調査地点は神社遺構が見つかった場所から大川をはさんだ対岸で、現在の集落に近い地点である。国道8号のバイパス工事に伴う発掘調査で、調査は道路の橋脚部分の約13m×18mである。調査地は琵琶湖の湖岸で、明治以降に湖を埋め立てた場所である。遺構検出面は現在の琵琶湖の標準水位より1.5mほど深い。

見つかった遺構は湖岸を埋立て、港湾施設を構築したものである(協会2013・横田2013)。埋立て工事は12世紀第Ⅱ四半期から始まり12世紀末までの間で時代の古い順に第1期から第7期まで実施して、琵琶湖側に約20m前進している。埋立て工事の工法は「高密度杭列」「しがらみ」「横矢板」「敷き粗朶」「礫敷き」「土嚢列」など多様である。

第1期工事は湖底であった陸地側の一角を仕切るように杭を列状打ちこみ、杭には細い枝を絡ませ杭を連結させ、内側に石を敷き詰め埋立てる。第2期は5mほど前進し直径12cmほどの丸太杭を高密度に打込んで区画を構築する。湖水面とは約1mの垂直面を構成し、船の接岸を可能にしている。一部1.4m幅ほど杭列を欠き横丸太で護岸し、昇

降口を形成する。第3期は7m×5mの方形区画の出島状の張出しを造成する。外郭はしがらみ・礫で囲み、区内には敷き粗朶の上に大量の有機物を廃棄して造成する。廃棄物内には箸などの木製品のほか、木簡も混入している。第4・5期は第3期の区画の西と南に新たな区画を拡張している。琵琶湖から波を受ける部分は4～5重のしがらみで補強する。南側の区画には小さな張出しを設けてあり、桟橋を設置したとされる。これまでの造成区画はさらに盛土を行い、版築基壇を作っていることから、建物が建てられていたようだ。第6期工事は全体に盛土され、帯状の敷石を施す。東端に方形の井戸を掘る。盛土中には常滑の大甕の破片が入り、油などの輸送容器に使われたようだ。第7期工事は全体を50cm程嵩上げし、帯状に土嚢を埋め補強した痕跡がうかがえる。波打ち際は横板と礫で護岸する。12世紀末で造成工事は終了するが、この状態で14世紀まで細々と港は機能したようで、遺構面に常滑の埋甕も据えられる。

2. 木簡の釈文と内容

木簡は8点出土している。(1)～(4)は荷札木簡で、(5)は文書木簡、(6)は卒塔婆、(7・8)は呪符木簡である。以下は釈文である(横田・濱2013)。

(1)・「皇后宮御封米」

・「代十石栗毛」 78×24×4mm

(2)・「上七石」

・「上」 90×28×7mm

(3)	[物 茂カ]	
	・「□□□□」	
	〔八カ〕	
	・「上口石」	125×25×4mm
(4)	[一斗カ]	
	〔[]□□〕	116×17×5mm
(5)	「□□一□□六□」	(116)×22×4mm
(6)	「南无□□如□南无大日如来」	(437)×24×(4)mm
(7)	・「(符籙)(鬼の顔)急々如律令」	
	・「急々如律令」	231×46×6mm
(8)	(符籙)	(91)×(24)×2mm

木簡はいずれも12世紀中頃の造成土より出土している。(1)は四面削りであるが、上端の切り込みから上の左右の削り出しが折れている。長さ78mm、幅24mm、厚さ4mmである。表面は「皇后宮御封米」で裏面は「代十石」以下「栗毛・母馬」は割書する。皇后宮の封戸から封米十石の代として栗毛の母馬を上納するとした荷札木簡で、皇后宮や封戸を特定できる記載はない。特定の封主と封戸の記載がないことは両者に暗黙の了解ができるほど頻繁に貢納物が運搬され交流があったと思われる。第3期の造成土から出土した。(2)は四面削りで、上部に左右からの切り込みが入る。厚さ7mmとやや厚く側面は面取りを施す。表裏の別は不明であるが「上七石」と別面に「上」と思われる一文字が記される。「上」の文字から(1)同様、封戸からの上納米に関する荷札木簡であろう。第3期面から出土した。(3)は荷札木簡で、四面削りであるが、上部切り込みの上の右側は削り出しが折れている。表は1文字目が「物」、3文字目が「飯」「領」、4文字目は「茂」の可能性があり、人物名と思われる。裏面は「上八石」となろう。表が人名ならば特定の人物へ既存の封戸からの上納米であろう。(4)は四面削りで上端部に切り込みが入る。下二文字は「一斗」の可能性がある。米に関する荷札木簡であろう。第3期面から出土した。(5)は上端・両側面削り、下端折れである。やや崩した文字が7文字記載される。4・5文字目は仮名文字であろうか。何らかの文書木簡である。第3期面から出土した。(6)は上端折れ、下端・左右削りで、裏面は剥ぎ取られている。1文字目は梵字であろう。以下「南无大日如来」を2回繰り返す卒塔婆である。第3期面から出土した。(7)は四面削りの呪符木簡である。表は符籙が「日男」と思われる文字を三列記載し、その下に髭付きのユーモラスな顔を描く。その下は「急々如律令」と記す。裏面は頭から「急々如律令」と記す。やや時期の新しい井戸横の造成層から出土した。(8)は上端・右側面削り、下端・左側面折れである。頭部は山形になろうか。符籙とおもわれる墨痕がある。呪符木簡の断片であろう。第3期面から出土した。

3. 皇后宮木簡の出土例

皇后宮と記載された木簡は奈良文化財研究所「木簡データベース」によるとこれまでに10点出土している。いずれも8・9世紀代の木簡で12世紀まで下るものはない。今回、12世紀代の皇后宮と記載された木簡の出土は初めてある。これまでの出土例では平城京から7点出土し、とりわけ長屋王家に関する二条大路木簡に多い。長岡京跡出土の告知札の告知人の職名に皇后宮の記載がある。都城出土の木簡は皇后宮に勤務する役人の職名や皇后宮職に関するこことや皇后宮のみを記載した木簡などが多く、皇后宮の機能や役割を示す内容のものはない。

滋賀県内では宮町遺跡から習書木簡が出土している。

「山背国司解宮/后后皇后/皇后宮職職/皇后宮皇后宮
紫香楽宮においても皇后宮職の存在をうかがわせる木簡である。

兵庫県袴狭遺跡から9世紀の皇后宮の税に関する木簡が出土しており、塩津「皇后宮」木簡と関連し興味深い。

「□前マ[]額田マ□□十
出石□□ 六人マ[]日下マ米□四 此皇后宮税急奉上
□マ[]官兵□□並 」

約60cmの木簡で上・下2段で記載され、上段には出石に住む5人の部姓者の名があり、下段には皇后宮の税を急ぎ奉れとある。皇后宮の封戸からコメの徵収に関する木簡で、五人の部姓を持つ住人に速やかに皇后宮の税を納めよとの督促の木簡である。皇后宮と封戸の関係の判る貴重な木簡である。この木簡は皇后宮である封主側が直接コメを徵収するのではなく、郡衙の役人に徵収させる徴税形態を現わしているとする(渡辺2000)。袴狭遺跡の「皇后宮税」木簡は9世紀代の木簡で、皇后宮の封戸に関する経営の初期形態を示すもので、国衙や郡衙を使った間接的な徴税を行っている事例であろう。本来の封戸の運営形態を検討できる史料で、12世紀代の塩津「皇后宮」木簡と比較検討できる興味深い木簡である。

4. 皇后宮と皇后宮職

皇后とは天皇の嫡妻であり、平安時代以降は立后(冊立)の儀をもって皇后とされた。また、皇后宮は皇后に付属した付属職司である皇后宮職から由來した尊称である。塩津「皇后宮」木簡に記載された皇后宮は皇后自身と皇后の付属職司である皇后職を意味していると思われる。皇后の付属職司は令制では中宮職を置き、大夫以下の官人が奉職すると定められているが、聖武天皇の生母の光明皇后に中宮職を置いたため、聖武天皇嫡妻の立后には令外の皇后宮職を設け平安時代中期までこの制度を用いていた。その後、令制に従い中宮職のみになったが、11世紀の一条天皇の皇后立后に際し先任の皇后に皇后宮職、後任の皇后に中宮職を付置した。塩津木簡の皇后宮職はこうした時期の皇后であ

る。ちなみに12世紀中ごろの皇后には永治元年(1141)立后の藤原得子、久安6年(1150)立后的藤原多子、保元元年(1156)立后的藤原皇子、保元3年(1158)立后的統子内親王、平治元年(1159)立后的藤原忻子などが該当する。皇后宮職はこれまでにいくつかの研究論文が報告されている。鬼頭清明氏は光明皇后から平安初頭までの皇后宮職について検討している(鬼頭2000)。この中で皇后宮職は他の官司と同じく大蔵省からの財源支出により経済活動を行うが、それ以外の経済的基盤を封戸、庄、出舉稻等固有の財源に支えられ、家産的性格の強いものであるとした。封戸は古代の封禄制度の食封制で食封に指定された戸であるが官職に応じ食封が支給され、禄令食封条には皇后宮には中宮湯沐二千戸の食封が支給されていた。

封米を進納する封戸であるが、律令制度の職封では官職に応じ食封を支給されている。これは『日本書紀』大化二年(646)の大化革新詔において「昔在の天皇等の立てたまえる子代の民・处处の屯倉、及び、別には臣・連・伴造・国造・村首の所有する部曲の民・处处の田荘を罷めよ。仍りて食封を大夫より以上に賜うこと、各差有む。」として、いわゆる公地公民制により土地人民の私有の廃止が宣言されたことから、やがて位階や官職に応じ限定された戸数から、国司を通じ租の半分と庸調の全額を收取する制度が養老・大宝令により食封制度として確立した。

5. 封戸制度の変化と皇后宮木簡

塩津「皇后宮」木簡にある封米はこの食封制度により支給された封戸からの上納米に他ならないが、平安時代末期における封戸制度は変質していた。10世紀末に封戸制度は再編され封物を国衙が一括決済をする点と封物の輸納方式が国衙の輸送担当者を経ず、封主の使者が直接封物を徴収する方法へと変化した(佐藤1990)。先に示した袴狭遺跡の「皇后宮税」の木簡は再編以前の形態で、国衙の役人を使って封米を徴税しているが、「皇后宮」木簡は12世紀代の封戸制度であり、徴税形態は国衙権力の直接の介入は考えられない。封主の使者が諸国の封戸に出向いて封物を徴収し輸納したと思われる。

封戸に対する官物の徴収の変化は国衙支配の弱体化が進み、中央の貴族、寺社など権門に与えられていた封戸の国家的給付が機能不全となり、院や女院、摂関家など荘園への依存度が高まったことによる。初期荘園の衰退に伴い、10世紀以降から多様な形態をとつて中世荘園が形成されてゆく。中世荘園は在地領主の開発と免田化の進行、さらに権門への所領寄進を基本とする寄進地系荘園を形成する。一方では国衙による領土の実質支配は大田文の研究から約半数以上を支配し、荘園領主と国衙による重層支配が顕在化する。11世紀後半から12世紀になると集落を核に耕地や山野を領域的に荘園化してゆく領域型荘園が形成され莊

園と国衙支配の公領は一国内で半々の支配権を確立し荘園公領制とよばれる。

中世荘園の形成とともに封戸の性格も変化している。各國に割り当てられた封戸の済物は国司の責任で封主に納入していたものが12世紀になると、封戸からの未納が急増し未済が恒常化する。こうした事態に院や女院、摂関家は国司に代わって直接封戸から済物を取り立てる権利を得た。これを便補と言い、領主の所領と化し新たな荘園に発展した。竹内理三は封戸の荘園化の2種の形態を示して、「1つは封戸にあてられた郷里が、永く改められることなく固定化しそのまま荘園化したもの、1つは、封戸制の衰退対策の便法として、一時便宜的に填補されていた郷保がそのまま固定化して荘園となったもの」(竹内1999)で後者が便補の保とよばれる封戸の変質形態である。近江では11世紀末の便補の保が祇園社感神院領坂田保や蒲生郡守富保などに設置されている。蒲生郡守富保は康和四年(1102)の「近江国序宣」で「可令保司徵納守富別保作田所當官物事」(『平安遺文1503』)として祇園社の保として国衙に支払う官物が封戸代に便補されている。その後、守富保は12世紀後半には不輸不入権も確保し祇園社の荘園へと発展する(水野1995)。

また、平安時代の院宮家政機関のにおける序の開所儀礼である序始を示す史料に、初期の封戸に関する封戸返抄儀礼が12世紀末期以降の律令的財政システムの解体後も残されている。これは9世紀以降、院宮家への封戸からの貢納物の返抄に捺印を用いてきていたもので、この儀礼が11世紀末以降も続いているとする(栗山2012)。こうした封戸返抄の請印儀礼が古代の封戸制度の儀礼を継承し、封戸制が解体し荘園化しつつある11世紀以降も継続されていることは、封戸の変質にかかわらず院宮家に封戸からの貢納物が納入されていた事を示している。塩津「皇后宮」木簡は供伴遺物から12世紀中ごろの封戸の貢納物の荷札である。古代の封戸が11世紀以降、国衙の徴税機能が低下し、直接権門の手により実施されている。また封戸そのものも変質し便補の保など荘園化してゆく。こうした時期にも封戸からの貢納性は変質化しながらも継続している。「皇后宮御封米代十石栗毛母馬」の荷札は皇后宮の荘園化した保からの馬の貢納物と考えてよかろう。

6. 納物と馬

「皇后宮御封米代十石栗毛母馬」の個別の内容である。封米とは平安時代に封戸が存在する国衙から封主のもとに進納される封物代米で、奈良時代の租・庸・調・中男作物などの多様な品目の封物は平安時代になると現物で封主に納められなくなっている。いったん米高に換算された布・絹・雜物などの代物で進納されたようだ。「御封米代十石栗毛母馬」は封米十石の代わりに栗毛母馬1頭を進納

するが、この母馬1頭は米十石に値することになる。

古代の馬の価格を木簡資料、文献史料から幾つか挙げてみる。

福島県荒田目条里遺跡では馬の買い替えの記録木簡が出土している(岩宮2002)。馬の木簡の時期は供伴する仁寿三年(853)の紀年名木簡から、9世紀中ごろの木簡である。

□買上替馬口

赤毛牝馬歳四／駿无 直六百

買換えの馬の価格は赤毛の牝馬、4歳で身体的特徴はなく、値は600束である。この600束は先の『延喜式』「駿馬直法」の陸奥国の上馬の公定価格と一致する。10束を1石の石数に換算すると、1足60石である。

『延喜式』主税上の「駿馬直法」では各国の駿馬の買入れ公定価格を定めている。近江は「上馬三百束、中馬二百五十束、下馬二百足」である。換算すると上馬30石、中馬25石、下馬20石となる。また、駿馬として不用になった馬は「駿馬不用直、疋別稻卅束」として定められ、換算すると不用馬は3石で払い下げられている。

次に平安時代後期の封戸からの貢納物である馬の史料である。

「伯耆国雜掌秦成安解」(『平安遺文』1328)

伯耆国雜掌秦成安解 申注進造東寺御封所済勘文案事
(前略)

『定七十五匹』『定百五十石』

准絹九十五疋 代百九十石 寛治六年十一月四日請文
一疋葦毛父馬直卅五疋 一疋黒父馬直十五疋 一疋仁毛
母馬直十五疋 (後略)

寛治6年(1092)造東寺の伯耆国の封戸からの貢納物として葦毛父馬として絹で換算すると45疋、米に換算すると90石、黒父馬は絹で15疋、米で30石、仁毛母馬は絹で15疋、米で30石である。

次に同じく封戸からの貢納物である馬の12世紀中ごろの史料である

「東大寺封戸済否等注進状案」(『平安遺文』2648)

駿河

駄馬一疋不中用代准米定十二石五斗、瓦工是重下了、但
次日死了云々

母馬一疋 代准米十五石、瓦工久末下了、代瓦大垣斤、
在請文

久安四年(1148)5月16日の東大寺の封戸である駿河国からの貢納品で、駄馬1疋は米に換算すると12石5斗で、母馬1疋は米15石である。ちなみに駄馬は瓦工是重に与えられたが次の日に死んでいる。

これらをまとめると表1になる。この表から塩津港遺跡の皇后宮封戸から貢納された母馬は10石と最も低い値であるが、12世紀中頃の史料である「東大寺封戸済否等注進状案」では駄馬12石、母馬15石であり、塩津木簡にやや近

い値になっている。9世紀中ごろの荒田目条里遺跡の木簡では『延喜式』駿馬の陸奥国上馬と同じ価格であり、律令制での規定に従い馬は高価な価格で取引されていたようであるが、平安時代後期になると米の価格が値上がりしたのであろうか、馬の価格は相対的に低下しているようだ。

古代の馬の価格

史料・遺跡	値	種類	出典	時期
荒田目条里遺跡	60石	母馬	木簡	9世紀中頃
駿馬 (近江)	30石	上馬	『延喜式』 駿馬直法	10世紀後半
	25石	中馬		
	20石	下馬		
	90石	父馬		
東寺封物	30石	父馬	『平安遺文』1328	1090年
	30石	母馬		
	12石	駄馬		
東大寺封物	15石	母馬	『平安遺文』2648	1148年
	10石	母馬	木簡	12世紀中頃

7. 港湾施設の造営主体

塩津港は古代より北陸と都を琵琶湖の水運で繋ぐ重要な港であった。万葉集や紫式部集などに幾つか塩津が詠まれている。

- ・塩津山うち越え行けば我が乗れる馬そ爪づく家恋ふらしも(巻3-365 笠朝臣金村)
- ・高嶋の 阿渡の水門を漕ぎ過ぎて塩津菅浦今か漕ぐらむ(巻9-1734 小弁)
- ・味鎌の塩津を指して漕ぐ船の名は告りてしを逢わざらめやも(巻11-2747 不詳)
- ・知りぬらむ 往来にならす 塩津山 世に経る道はからきものぞと(紫式部集)

おおくは船で塩津の港を目指し、塩津の港から馬に乗り換えて深坂峠を越え、越前に向かった時に詠まれた歌である。『続日本紀』の天平宝字8年(764)の藤原仲麻呂の乱では北陸の逃亡しようとした仲麻呂は高島から船で塩津に上陸しようとしたが周辺は波が高く仲麻呂は上陸をあきらめ高島市勝野まで戻ったところで斬殺されている。

また、『延喜式』主税上の「諸国運漕雜物功賃」の項に、越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡の北陸六国の物資を敦賀で陸揚げして塩津まで運ぶ駄賃、塩津から大津へ漕ぐ船賃、雜物保管の屋賃、大津より京に運ぶ駄賃などが定められている。敦賀から運ばれた北陸6国の貢納物は塩津に集積され、塩津港から船で大津から京へと運ばれたことが分かる。そのためには塩津には物資保管用の倉庫、積出しに必要な港湾施設、船、運送業者、それらに係わる人夫、統括する官吏などの存在が想起される。塩津港に関する文献史料は数少ないが、北陸6国の貢納物や荘園からの領主への物資の運搬は頻繁に行われたものと思われ、国家財政の基礎を支える重要な港湾施設であったと思われる。塩津港の維持管理は国家的規模、特に国衙権力の支配は重要で

あつたと思われる。

治暦元年(1065)の越中国司の訴えた「太政官符写」の2箇条の内、1箇条に塩津港に関する史料がある。

一 応停止路次国国津泊等、号勝載料、割取運上調物事、

近江国 塩津 大津 木津

若狭国 気山津

越前国 敦賀津

右、得同解状称、謹検案内、当國者北陸道之中、是難治之境也、九月以降三月以前、陸地雪深、海路波高、僅待暖氣之期、運漕調物之所、件所刀禰等、称勘過料、拘留調物、割取公物、寃凌綱丁、徒送數沙汰之間、空過參期、遲留之怠、職而此由、是非只官物之減耗、兼又到進濟之擁滯、望請、天恩、因准傍例、被停止件所勘過料、將全行程之限、弥致合期之勤者、同宣、奉勅、依請者、下知彼國既畢

越前国守の訴えは以下の内容である。越中国は北陸道でも気候が厳しく治めにくい国である。9月～3月の間、陸地は雪が深く、海路は波が高いため、その間は天気の回復を待って調物の運漕をしている。荷物の輸送待ちの間に近江国の塩津・大津・木津、若狭国の気山津、越前国の敦賀津の刀禰は勝載料・勘過料(通行料)と称して荷物を留め置き、調物を割取り、運漕責任者である綱丁に難題をもちかけ、暴力を加えるなどのトラブルを起こしている。これにより官物が減少し納期に間に合わなくなっている。津における勝載料、勘過料を速やかに停止するようにと訴えている。この太政官符は弘安10年(1287)の「越中守源仲経申状」に追記されている。200余年後によく太政官符で勝載料と称して運上物をとることを禁じている。平安時代中ごろから鎌倉時代後半まで刀禰の「割取公物」が行われていた事が分かる。北陸道を運搬する物資は雪が深く波が荒い冬の期間は官物の運送が困難で、貢納物の一部を横領し、各地の津に強制的に保管して、刀禰が勘過料の名目で通行料を取っている。国衙の末端の役人である在地の刀禰が塩津に存在し、通行料を徴収しており、こうした事態は13世紀後半まで継続されていたようだ。

また、承和5年(838)造大輪田船瀬使の史料では京に向かう公私の船から勝載料を徴収して、船瀬の修理に当てている。本来勝載料は港湾施設の構築や改修などに使うために徴収されたものである。治暦元年(1065)「太政官符写」から塩津の刀禰が勝載料を称して調物を徴収していた事が分かるが、勝載料は港湾の修理などに用いられていたもので、塩津の刀禰も港湾改修には深くかかわったと思われる。こうした刀禰を津刀禰と称し淀・山崎等の中央港津では検非違使の地方港津では国司の管理下にあって、港湾の管理にあたる在地の有力者であった(錦2002)。塩津港にも在地の有力者で国司の末端役人であった津刀禰が存在し通行税を徴収していたほか、港湾施設の改修にもあたっていたも

のと思われる。

初めに述べたように、塩津港遺跡で見つかった港湾施設は12世紀第Ⅱ四半期から12世紀第Ⅳ四半期までの短期間に7回にわたって多様な工法を用いて大規模な土木工事を行い、丁線を約20m前進させている。およそ10年に1回のペースで土木工事を実施したことになる。大規模な土木工事を進めるには強い支配力と経済力が必要である。北陸の貢納物を集積し琵琶湖の水上交通を使って積出す塩津港の重要性から、港湾施設建設の土木工事には国衙による支配と統率が必要であったろう。塩津港はまさに近江国の「国津」といえる性格を持ち、近江国司の管理のもとに、津刀禰が在地での実権を掌握し、港湾施設の改修や船舶運航や物資の輸送に関する差配を行っていたと思われる。平安時代後期において古代的存在である刀禰が塩津においては津刀禰としての塩津の港の運営を管理・支配し、鎌倉時代までその支配が継続していたことがわかる。さらに鎌倉期であるが津刀禰が祭祀権をも掌握しているとする(錦2002)。また、津刀禰と祭祀の関係では建長4年(1251)の「若狭多鳥百姓等起請文案」(『鎌倉遺文7495』)の神文に「…当浦改寿大明神之神罰みよう罰、多鳥百姓等…」とあり、在地の百姓層が所領安堵について起請文している。幾人かの起請人の中に秦氏はおり、在地の鎮守である改寿(海津)大明神の禰宜職は代々刀禰である秦氏が相伝している。津刀禰が起請文の祭祀を司っていたと思われる。

8. 起請文札と塩津港遺跡の水運

塩津港遺跡では第2・3次の発掘調査で神社遺構が発掘され、その神社遺構を区画する堀跡から約300点の木簡が出土している(協会2008・2009)。その木簡の多くは神仏に潔白であることを誓い、もし誓いを破ったならば神罰を受けるとする起請文が記載されている。木札に記載された起請文が出土したのは初めてであり、記載された年紀から日本最古の起請文である。起請札が神社の堀に廃棄されていたことは、この神社で起請文の祭祀を行っており、起請文の祭祀が地方の在地でどのように行われていたか解明できる貴重な資料である。

起請文は古い形式を残し、神社への参拝を意識した簡頭句である「再拝」から始まり、上界下界の八百万の神仏を一定の法則と規範を持って勧請し、誓約を行い、最後に罰文を記す。神文は上界の筆頭に梵天・帝釈、王城鎮守では八幡三所、当国鎮守では山王七社、当郡鎮守では竹生島弁才天女、当所では塩津五所大明神と天上界から地上の在地神社まですべての起請文札に神仏の上下関係が貫徹されている。起請札の最も主要な内容である神仏への誓いの文言は、塩津港での物資運搬に関する内容が多くを占めている(濱2011)。主な誓約文では「若此負荷内魚ヲ一巻くニテ毛取ながして候ハ」「盜取テ其米ヲ取」「一石盜取タルヲ」「件

「布若取」などがあり、「米や魚、布などを盗まない、無事に運送する」ことを誓約している（横田・濱2009・2010）。その内容から起請した本人は塩津港にかかる主に船で物資を運搬する人物で廻船業者と思われる。運送する物資は国家への租庸調の貢納物であり、あるいは荘園領主への貢納米や「皇后宮」木簡に記された封戸からの封米などであろう。また、年紀が記載された起請札は22例あり、保延3年（1137）から建久2年（1191）の55年間である。その間でも久寿2年（1155）から永暦元年（1160）6年間に14例あり、年に数回起請文祭祀が行われている。この時期は都では院への政治的・経済的権力の集中と、平氏の中央政権への参入の時期で、地方では国衙権力の弱体化とともに治安の悪化が進んでいた。起請文に「取る・盗む」の語句は頻出することは、混乱した時期に物資の運送を担う在地の有力者が、窃盗集団から身を守る自己防衛の一手段として起請文祭祀を行った。物資の安全確保にとって神仏への誓いは最大の防衛であり最大のプロパガンダであったと思われる。

神社遺構の堀跡から大量の起請文札が出土したことにより、平安時代後期の塩津港の港湾施設が発見されたことで両者に有機的関連があることがわかる。先にも述べたが起請文札に記載された年紀は保延3年（1137）から建久2年（1191）の55年間である。この期間でも12世中ごろの保元から平治年間（1156～1159）の9例は特別に起請文祭祀が集中する。一方、港湾施設の建設は12世紀に7期の土木工事を実施している（横田2013）。出土遺物から12世紀第Ⅱ四半期から12世紀末までの時期とする。この間に頻繁に物資の運送が行われた事がわかる。港湾施設が改築され続けた12世紀第Ⅱ四半期から第Ⅳ四半期は、起請文札の紀年名である保延3年（1137）から建久2年（1191）の期間とぴったりと一致する。また「皇后宮」木簡が出土した第3期工事は12世紀中ごろで、起請文祭祀が活発に行われた時期とも一致する。塩津港の港湾の拡幅修復工事が盛んに行われてことは活発な交易活動が塩津港を中心の行われていたことを示す。

おわりに

12世紀中ごろは中世荘園の形成過程であり、封戸の荘園化とかかわり領家へ物資が頻繁に輸送されたと思われる。それに伴い物資の輸送が湖上交通を利用して頻繁に行われ、より安全で確実な運送が求められる。起請文による神仏への誓約は最も信頼のおける確実な保障となったのである。塩津港の運送や港湾の維持管理を実質掌握していた津刀禰は若狭多烏浦起請文に表現されたように、在地の祭祀権をも掌握していた可能性がある。刀禰を含めた在地の有力者だけでなく国衙や荘園領主と、起請文の祈願者とは物資の交易関係だけでなく祭祀イデオロギーを含めて支配

関係を持っていたと思われる。塩津港遺跡における神社遺構のその出土遺物は過去に類例のない貴重な資料であり、さらに古代の港湾施設が発見されたことから、廻船業者などにより活発に行われて物資の運送と、神社遺構で行われた起請文祭祀は深く関連していることを示している。出土した木簡群は在地の経済機構と思想形態を知る貴重な史料であり、神社跡と港湾施設は中世成立期の交易と信仰を考えるうえで重要な遺跡である。

本論は2013年2月に行った「皇后宮」木簡の記者発表（協会2013）の資料作成に際し、出土事例や文献史料を調査した内容をまとめたものである。出土遺構や遺物の詳細は現在整理調査中であり、正式な報告書は未刊行である。本論が正報告書の刊行により内容に変更がある場合は、場を改めて公表の機会を持ちたい。

文献(著者名・刊行機関名50音順、刊行年順)

- 岩宮隆司（2002）「福島・荒田目条里遺跡」『木簡研究』第24号、木簡学会
河音能平（1976）「王土思想と神仏習合」『日本歴史』4、岩波書店
鬼頭清明（2000）「皇后宮職論」「万葉人の生活－長屋王邸出土木簡をめぐって－」『古代木簡と都城の研究』塙書房
栗山圭子（2012）「序始と吉書」『中世王家の成立と院政』吉川弘文館
佐藤泰弘（1990）「古代国家徵税制度の再編」『日本史研究』339号、日本史研究会
竹内理三（1999）「寺領荘園の成熟」（初出1934年）『竹内理三著作集 第3巻』角川書店
錦照江（2002）『刀祢と中世村落』校倉書房
濱修（2011）「塩津起請文札と勧請された神仏」『紀要』24、公益財團法人滋賀県文化財保護協会
濱修（2013）「近江と琵琶湖」鈴木靖民ほか編『古代山国の交通と社会』八木書房
水野章二（1995）「荘園の発展と村落」『蒲生町史』第1巻、蒲生町
横田洋三（2013）「塩津港見つかる」『古代交通研究会』第17回大会資料集古代交通研究会
横田洋三・濱修（2009・2010）「滋賀・塩津港遺跡」『木簡研究』30・31号、木簡学会
横田洋三・濱修（2013）「滋賀・塩津港遺跡」『木簡研究』35号、木簡学会
渡辺晃宏（2000）「袴狭遺跡出土木簡－木簡の内容と遺跡の性格－」『兵庫県文化財調査報告第197冊袴狭遺跡』兵庫県教育委員会
公益財團法人滋賀県文化財保護協会（2007・2008）「塩津港遺跡現地説明会資料」
公益財團法人滋賀県文化財保護協会（2013）「平成24年度塩津港遺跡の発掘調査成果について」記者発表資料（協会HP）

【編集後記】

本号は、縄文時代から近代までの、埋蔵文化財やその資料管理、建造物など、文化財にかかる日頃の研究成果の集成、論考の再評価、等となっており、幅広い時期と事物を対象とした豊富な内容となりました。

本書が、文化財の保護と調査・研究の進展のため、広く活用されることを願います。
(編集担当)

平成26年（2014年）3月31日

紀要 第27号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会
520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1732-2
(TEL) 077-548-9780 / (FAX) 077-543-1525
e-mail: mail@shiga-bunkazai.jp
<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：マルキ印刷株式会社

**ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage**

Vol.27 2014.3